



憲法問題調査会意見書

自立した個人、自立した国たるために

2003年4月

社団法人 経済同友会 憲法問題調査会

目 次

1 . はじめに：なぜ憲法改正が必要か	1
(1) 憲法改正を通じ真の国民主権を確立しよう	1
(2) 戦後 50 余年間の変化を踏まえ、「この国のかたち」を再考しよう	1
2 . 憲法改正によって何を指すか：自立した国、自立した個人たるために	2
(1) 自立した個人がつくる日本社会を目指して	2
(2) 自らの国益と価値を守る、自立した日本を目指して	3
3 . 具体的・個別論点について	4
(1) 憲法の顔、前文の見直し	4
現前文の問題点	4
日本の「個性」、国際的秩序構築に向けた「主体性」を新しい前文に	4
(2) 象徴天皇制の位置付け	5
(3) 外交・安全保障に関する考え方	5
戦後日本社会における問題点	5
目前の危機を直視し、まずは喫緊の課題に取り組むべき	6
総合的・重層的な安全保障体制の構築に向けて	6

(4) 国民の権利・義務、公共の福祉再考	7
希薄な「公」意識、誤解される「権利」	7
変わる「公」を支える個人	8
憲法改正の一案として	9
(5) 統治機構に関わる問題	9
(6) 憲法を活かしていくための方策	9
憲法改正手続の整備、柔軟化	9
司法の役割の強化	10
4 . 結 語	11

資 料

- ・ 注釈
- ・ 憲法問題調査会委員名簿
- ・ 憲法問題調査会活動履歴 (2001 ・ 2002 年度)

以 上

1 . はじめに：なぜ憲法改正が必要か

近年、日本国憲法をめぐる様々な問題について、国会のみならず民間においても議論が行われ、さまざまな切り口から憲法改正論、改正試案を提案する動きが一段と活発化している。

このような中で、われわれ憲法問題調査会は、日本国憲法の改正が必要であるという自らの立場を改めて確認し、特に重要と考える論点について、調査会での議論を踏まえて意見を表明する。(注1)

(1) 憲法改正を通じ、真の国民主権を確立しよう

われわれは、日本の国民がこれまで、自らの意志で憲法を作り、必要に応じてこれを改正するという、最も重要な形での国民主権の行使をしてこなかったことこそが、憲法に関わる最大の問題だと考える。

国民が主権者として憲法に関わる機会を持ち得なかったために、特に戦後日本においては、憲法は何を規定するために存在するのか、日本はどのような「国のかたち」を掲げるべきかなど、本質的な問題に関する国民的議論が妨げられてきた。また、国民を代表する国会においても、長期的な視野に立って、これらの問題を正面から取り上げてきたとは言いがたい。

その結果、国の根幹に関わるような重要な問題ほど、本質を突き詰めた取り組みが回避され、不毛な解釈論議と弥縫的な対応にばかり終始してきてしまった感がある。今や、憲法の規定と現実との乖離は、随所において、誰の目にも明らかなほどに大きく広がっている。

憲法をはじめとする法制度などの「国のガバナンス」を司るシステムは、本来、主権者たる国民の意思を反映する形で運用され、必要に応じて改められるべきものである。われわれ国民は、今こそ、日本という国のあり方や憲法の役割について、自分たちの意思を明確に示し、それに沿った形で「国のガバナンス」の改革が進められるよう、積極的に求めていかねばならない。

そのような行動を起こすことによって初めて、従来のような「お上依存」意識を脱して主権者としての自覚を確立し、一部の専門家や官僚の手からイニシアティブを取り戻すことができるのだと考える。

(2) 戦後 50 余年間の変化を踏まえ、「この国のかたち」を再考しよう

現憲法が制定された当時と比べ、日本の社会状況や国際環境は、想像を超えるほど大きく変化してきた。

日本の経済社会は、復興と欧米へのキャッチアップを目標とする大量生

産・大量消費型社会から、グローバルな大競争の中で、知的創造と技術革新を重んじる社会へと転換しつつある。それと並行して、冷戦構造の崩壊後、グローバル化・情報化の潮流が一層加速し、社会における官民の役割の変化や活動主体の多様化が進む中で、かつて自明と考えられていた「国家」に対する国民の認識も、揺らぎ始めている。

このような中で、憲法改正という共通の目標を掲げ、それに向けた作業を押し進めることによって、国民的な議論を巻き起こす必要がある。そうした議論を通じて、日本という国のあり方、国の責務と権限、国際社会への参画のあり方などについて、国民の間で共有できる「意思」を確かめ合い、それを憲法に明文化していくことが求められる。

国会に設けられた憲法調査会は、活動の折り返し地点を過ぎたが、残念ながら、その議論はいささか中だるみ気味に映るし、いまだ国民の前に重要な論点を提示しているとは言えない。われわれ企業経営者も、主権者の一員として民の立場から、憲法論議のモメンタムを高めるために、積極的に発言していきたい。

2．憲法改正によって何を目指すか：自立した個人、自立した国たるために

(1) 自立した個人がつくる日本社会を目指して

戦後の日本社会では、そのさまざまな問題や歴史的経緯ゆえに、国と個人の関係についての理解・認識が、一般に不十分であるように思える。

例えば、第2次世界大戦に至る全体主義的な国家体制への反省に由来する、国家に対する不信感や一種のアレルギー的拒否感がある一方、国防・安全保障を外国に依存したまま、国を挙げて官主導の経済発展に邁進してきたことにより、「お上依存」の社会風潮が醸成されてしまった。

また、冷戦下のイデオロギー対立を背景に、数合わせと利権の分配を核として政治が動いてきたため、問題の本質を掘り下げ、論点や対案を提示して国民の総意を問う、健全な民主主義のあり方が阻害されてきた。

冷戦後、グローバリゼーションや情報・科学技術の進歩など、大規模な変化が同時並行的に、かつ予想もつかない形で世界を席卷している。これに伴って、日本社会においても価値観の多様化が進み、国民の間では「共通の前提」や「常識」、「道徳」のあり方が改めて問い直されている。

このように、共同体的な暗黙の了解や、漠然とした社会的連帯感だけでは、もはや社会がたちゆかなくなるため、国と個人の間をめぐらる問題は、今後ますます複雑化していくことだろう。

このような中、日本という国のあり方や国と個人の関係など、これまで棚上げされてきた問題に正面から取り組み、国民の間に共通認識を確立することが急務であろう。そして、このようなコンセンサスを軸として、「お上」からの押しつけでもなく、私的な利害追求の寄せ集めでもない、自立した個人を主体とする社会秩序を確立していくことを目指すべきである。

(2) 自らの国益と価値を守る、自立した日本を目指して

冷戦体制の崩壊に伴い、国際社会の情勢は不安定化・不透明化の度を深めつつある。単純なイデオロギー軸で物事を割りきることができない複雑な状況の中では、各国は自らの「国益」と国際社会において追求すべき「価値」を明確に見きわめ、それに基づく外交軸を定めて、国の舵取りすることを迫られる。

日本は戦後、真の主体として国際政治に参画して来たとは言えないし、また、ある意味では幸運なことに、そうする必要に迫られてもこなかった。しかし、いまやその「幸運」ゆえ、日本は国際社会の状況に対応する上で、他の国々以上に大きな課題を抱えている。

1990年代を通じ、わが国においても、国際情勢に対応しているいろいろな施策がとられてきたが、その多くは「カネで済ませる」姿勢にとどまっており、本質的な問題への取り組みはほとんど手付かずのままである。

この点を克服しない限り、日本は国際社会において「漂流する大国」であり続けるだろうし、引き続き、次から次へと弥縫策に追われ、国際的な秩序構築に主体的に参画していくことなど不可能であろう。

そればかりか、大局的な戦略をもたないまま、混迷の度を増す国際情勢に対応しようとするれば、わが国の国益、すなわち国民の生命・財産・安全と日本の国際的な立場に、深刻なダメージをこうむる恐れもある。

われわれはもはや、イデオロギーや盲目的な執着の虜囚となり、これ以上時間を無駄にするべきではない。まずは、日本は国として何をどのように守るのか、そのためにどのようなシステムを構築するのか、また担うべき責務は何かなど、根本に立ちかえった議論を早急に進めることが不可欠である。

国際情勢が日々揺らぎ、緊張を増す中、躊躇して問題を先送りすることはもはや許されない。

3 . 具体的・個別論点について

(1) 憲法の顔、前文の見直し

現前文の問題点

憲法が「この国のかたち」を示すものであるならば、その前文は、憲法の制定意図や基本的原理、その全体像を明らかにする、いわば憲法の顔にあたる。

現憲法の前文に掲げられている「平和主義」・「国民主権」・「国際協調主義」等の理念が、戦後日本が国際社会に復帰し、新しい国のかたちを築いていく上での重要な指針として機能してきたことは事実である。

しかしながら、ここで謳われているのは、人類社会に共通する普遍的価値のみであって、日本という国がどのような歴史・風土・文化の上になりたっているのかという、いわば国の「個性」や、それらを活かしつつ、国際社会に関わり、平和構築に参画しようという「主体性」とを、著しく欠いていると言えるだろう。

これまで、憲法前文に掲げられてきた普遍的理念の重要性と、その今日的な意義を改めて確認するとともに、日本が憲法の顔たる前文において独自に謳うべき価値は何かを、国民的論議を通じて明らかにする必要がある。

日本の「個性」、国際的秩序構築に向けた「主体性」を新しい前文に

既に憲法前文の改正をめぐることは、さまざまな意見や私案が発表されている。(注2) それらを参照し、検討した結果、憲法前文には、

- ・日本の歴史、地理的環境と風土、文化等の特色を踏まえた「この国のかたち」
- ・日本の「国のガバナンス」が立脚する基本原則（国民主権、自由民主主義、等）
- ・国際社会に対する認識と日本の関わり方、世界における日本の立場と責任
- ・日本の進路・将来像・ビジョン、等の要素

などの要素が、明らかに示されるべきだと考える。

現在の前文について特に問題だと思えることは、日本という国の個性や「この国のかたち」を伺い知ることができない点である。日本には、歴史を通じて育まれてきた、自然に対する感受性と共生の文化、勤労・勤勉を重んじる国民性、新たなものを吸収し、自在に活用する柔軟性など、さま

ざまな特質がある。これらの価値を改めて振り返り、国として次代に伝え、受け継ぐべきものは何かを検証する必要がある。

また、現前文に示されている「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」するという決意は、残念ながら、現在の国際社会の現実にはそぐわないものであるし、戦後 50 余年を経て日本が獲得した国際的な立場から見て、あまりにも受身であり、ふさわしいものとは言えない。

われわれは、わが国が従来のような消極的な一国平和主義を脱し、国際的な平和構築の主體的な参画者となるべきという信念に基づき、この点を特に見直す必要があると考える。

(2) 象徴天皇制の堅持

第 2 次世界大戦での敗戦を受けて現憲法が制定された当時から、天皇制のあり方は、さまざまな議論の対象となってきた。しかしながら、皇室のたゆみない努力もあって、半世紀以上の時を経て、象徴天皇制は日本社会に深く根付き、国民の大多数の間では、現在の制度に対する肯定的な見方や愛着が支配的であるように思う。

よって象徴天皇制は、日本の文化・伝統に適ったものとしてその位置付けを再確認し、堅持すべきものとする。

その上で、天皇の位置付けと国民主権との関わり、男子直系に限定される世襲の仕組みなど、指摘されている問題については、憲法改正に向けた国民的議論を深める過程で検討し、必要に応じて関連の法律や憲法の規定を改めることが望ましい。

(3) 外交・安全保障に関する考え方

戦後日本社会における問題点

本来、「自分の身は自分で守る」ことが国際社会の常識であり、国家には「国民の生命・財産・安全を保護する」という基本的な責任がある。そして、国がそのような責任を果たすために必要な場合、国民は自らの主権の一部を国家に委ね、場合によっては、自らの権利が限定的に制限されることを認めるという関係が成り立つ。

しかし、戦後の日本は日米安全保障体制の下にあり、このような国の責任と、それを背景とする国と国民の関係とを、はっきりと認識してこなかった。

それゆえ、極めて最近まで、国が自らの国益と国民の安全を守るために

は何をすべきか、日本は国際社会に対して、どのような役割を果たすべきかなど、日本外交・安全保障に関わる基本的な論点を取り上げ、正面から議論することすらできなかったように思う。

その結果、現在極めて危機的な状況に直面しているながら、日本はこれにどう対処すべきかという喫緊の課題について、議論できる状態には至っていない。それ以前に、国の安全を確保するための実質的な体制が整っていないばかりか、安全保障体制に関する基本的なコンセンサスも得られていないからだ。

戦後日本において醸成されてきた「平和主義」と「国際協調主義」は、極めて重要な価値であり、今後とも世代を越えて引き継がれていくべきものだ。しかしながら、それゆえに思考停止に陥り、国が果たすべき本来的な役割までも否定しては、元も子もない。

目前の危機を直視し、まずは喫緊の課題に取り組むべき

このような、外交・安全保障に関わる日本の問題を克服していくために、目前の危機を直視し、国としての「危機管理」の視点に立って、今すぐに行えるところから改めていくべきである。

具体的には、

- ・ 集団的自衛権の行使に関する政府解釈を改め、適正な目的と範囲を踏まえて「自衛権」の行使についての枠組みを固めること、
- ・ 長く棚上げされてきた有事法制につき、整備を進めること、
- ・ 危機を事前に察知し、これを防ぐ上で極めて重要な情報収集・分析体制の整備を急ぐこと、

等は、本来、現憲法の枠内でも十分に改めることができる問題であり、早急に対応すべき喫緊の課題だと考える。(注3)

その場合、念頭におくべきは、国民の生命・財産・安全と日本の主権を守るといふ、最も基本的な国の責務をいかに全うするかということだ。法解釈の辻褄あわせや机上の空論に堕することなく、さまざまな状況を想定して、本質的な対応を真剣に考えるべきである。

総合的・重層的な安全保障体制の構築に向けて

国際的な自由主義経済体制の恩恵の上に、自らの繁栄を築いてきた日本にとって、ただ自らの守りを固めるだけでは、その安全を保障することはできない。日本の安全は、地域の、そして世界の平和と繁栄の上にのみなりたつ。このような認識に立ち、自らが世界の平和と繁栄のために主体的

に行動するという視点も、また欠かすことができない。

自らの国益と国民を守り、望ましい国際秩序構築に参画するという目的に照らし、日本は何を、どこまでなすべきかという最も基本的な点について正面から議論をし、国民的なコンセンサスを形成すべきであろう。その上で必要とあれば、憲法を含む国のシステムを見直し、改めていくことをためらうべきではない。

ただしその場合、安全保障を狭い意味での「防衛」に限定して議論すべきではない。相互依存が進む複雑な国際関係において、国が持つ「力」とは、ひとり軍事的なものを指すのではない。外交、経済、人道・人権、資源・エネルギーなど、幅広い分野を視野に入れ、予防外交・人間の安全保障といった新しいアプローチも含めて、日本ならではの外交・安全保障戦略を構想すべきである。

同時に、二国間・多国間での安全保障協力を、自らを守るための「手段」と認識した上で、全体的な戦略の中にそれらをどう位置付けるか、それぞれのレベルにおいて、日本は何をなすべきかを見きわめる必要がある。

自らの国益と守るべき価値とを根幹に据えない限り、このような複眼的な視点に立つ外交・安全保障戦略を推進することはできない。われわれ国民は、「何を、どのように守るのか」という基本認識を共有し、それに基づいて、国が必要な能力と制度を備えるよう、求めていかねばならない。同時に、適正な枠組からの逸脱を防ぐチェック機能は、主権者たるわれわれの責任でもあると自覚する必要がある。

(4) 国民の権利・義務、公共の福祉再考

希薄な「公」意識、誤解される「権利」

昨年、経済同友会会員を対象に、「憲法問題に関する意識調査」を実施した。その際、憲法と現実との間に乖離があると感じられる問題点として、「国民の権利と義務のアンバランス」、「公意識の不足」を指摘する意見が多く見られた。(注4)

その背景には、「自由」や「権利」の名の下に、個人の放縦な利益追求を是認して最優先する一方で、「公」の概念を否定的に捉える風潮への懸念があると認識している。

本来、憲法が個人の権利保障をその目的とし、国民から国に対する命令という性格を持つ以上、憲法における義務規定の数の少なさを非難することは理にかなってはいない。しかしながら、戦後日本社会独特の歪みが権利・義務の概念に関する誤解を生み、それが放置されてきたことも、また否定できない。

本来、「権利」とは、「正しさ」や「公共性」を内包する概念であり、それゆえに、おのずから一定の制約を伴うものだと論じられてきた。また、何かを自分の「権利」として主張する以上、たとえ自分が不利益を蒙りかねない場合であっても、他人にも同様の「権利」を主張することを認め、それを尊重しなければならないとの議論もある。

このような「権利」概念に関わる議論は、一般になじみのあるものとは思えないし、そのような思考を通じて、日常的に自らの利益追求に歯止めをかける人が、それほどいるとは思えない。

憲法に関する議論を通じ、権利・義務とは何か、国と個人は憲法を介してどのような関係にあるのかといった問題について、国民の間で理解を深めていく必要がある。

変わる「公」を支える個人

国を、個人の権利を抑圧しかねないものとして、危機感を持って見張ることと同時に、一方では、国とは主権者であるわれわれ個人が、総体として形作るものであると認識することが必要である。

個人の権利追求や価値の実現を可能とするものは、最終的には、法に基づく「国のガバナンス」に他ならない。国や社会は、われわれ国民の多様な主張を調整し、その中から、大多数に共有されうる秩序を生み出すための共通の基盤でもある。

近年、市民社会の成熟に伴って、「公＝国」、または「公＝地方公共団体」という図式は、もはや成り立ちにくくなっている。家族・地域社会・企業・NPO、NGO等、国と個人の間には存在する中間団体も、「公」を形成する要素として、重要な役割を果たしている。これらの重層的な「公」の担い手の役割を再認識するとともに、参画を通じて最終的に「公」のあり方を決定するのは、一人ひとりの個人に他ならないと、改めて認識する必要がある。

一般に、社会の秩序を律するものは、個人の良心と道徳、法と社会の成り立ちに関する共通認識であるが、日本においては、宗教的な価値基準を背景とする倫理観も、社会のなりたちに関する思想的根拠も、明確には根付いていない。それに加え、社会における価値観やニーズが多様化していくにつれて、国民の「共通認識」を確立することや、「公」意識を共有することは、ますます困難になる傾向がある。

個々人がその権利と自由を享受し、社会における多様性を活かしていくためには、その基盤としての「公共性」が極めて重要であり、それを支える理念を掘り下げ、広く共有していく必要がある。

その際、日本の歴史を通じて培われたさまざまな特質、中でも、柔軟性や思想的寛容性の真価が、ますます問われることになるだろう。

憲法改正の一案として

一般に、現行憲法の条文は「簡短」にして、解釈の余地が多い性質をもつと言われており、中でも「国民の権利・義務」に関する条項は、法律的な規定というよりも、「宣言」に近い性質を持つと指摘されることもある。

よって、これらの条項を見直し、改正することも一案として考えられる。具体的には、「公共の福祉」という概念を明確にするために、国連や欧州連合の人権規約の例にならい、どのような権利が保障されるのかということと同時に、どのような場合・条件下において、これらの権利が制限されるのかということをも、明記するという方法である。

(5) 統治機構に関わる問題

近代民主社会においては、国民の意思に基づく政策決定を適正に遂行することが、統治機構の本来の役割である。その意味では、国民の声をくみ上げ、それに基づき政治的決定を下す立法、決められた政策を速やかに、かつ効率的に実行に移す行政、それらの権限が、憲法に規定された枠を逸脱することがないかどうかをチェックする司法からなる統治機構は、国と個人の関係を規定し、健全な「国のガバナンス」を通じてその実現を図る上で、それぞれ極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、これまで経済同友会がくりかえし指摘してきたように、日本社会の現状は、立法・行政・司法がそれぞれの本来的な責務を果たし、健全な民主主義社会を形成しているとは言いがたい。

特に日本においては、歴史的に強力な官僚組織が存在し、それは時として、政策決定過程に過度の影響力を行使してきた。この背景には、官僚組織を本来の形で活用する創意と意志に欠ける政治の問題がある。

統治機構に関する問題の多くは、憲法の条文ではなく、各種法令や実際の執行の側に起因している。よって、経済同友会の他委員会がこれまでに提言してきたように、統治機構に関わる「憲法と現実の乖離」を埋めるための諸施策を、早急に推進すべきであると改めて指摘したい。(注5)

(6) 憲法を活かしていくための方策

憲法改正手続の整備、柔軟化

憲法には、第96条として憲法改正に関する規定があり、その中で、国会の発議・審議を経た後の国民投票というプロセスが定められている。しかしながら、実際には「憲法改正のための国民投票」を実施するための法

律が設けられておらず、憲法改正は事実上不可能になっている。(注6)

これは憲法制定以来、立法が本来必要な作業を先のばししてきた「不作為の罪」である。これによって、「川に橋がかかっていない」おらず、「川を渡る」こと、すなわち憲法を改正することが現実的に不可能な状況が作り出され、緊張感ある憲法論議が阻害されてきたのではないだろうか。そしてそれゆえに、憲法に立ち返った本質的な議論が妨げられ、拡大解釈による実質的な改憲とも呼ぶべき状況が積み重ねられてきたように思える。

このような立法の不作為の罪を糾し、「憲法改正のための国民投票法」を早期に成立させることは当然のことであり、また国民的な憲法論議を推進する上での必要条件でもある。

また、日本国憲法は、世界的に見ても最も改正に対して抑制的な性質を持つと言われる。憲法は「不磨の大典」ではなく、社会における現実とのかね合いで常に参照され、検証されるべきものである。このような認識に立ち、またその姿勢を明確にするためにも、現在の憲法改正手続を見直し、必要に応じて緩和すること、一定の条件の下で、国民の側からの改正の発議を認めること等の改革を進めることが必要だろう。

国会の憲法調査会における議論は大いに尊重すべきだが、憲法改正手続に関する改革は、それと併行してできるだけ早急に実現する必要がある。

司法の役割の強化

憲法 81 条は、最高裁判所を「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所」と定めているが、これまで最高裁判所は、憲法に関わる問題について判断を回避し、また現状維持的な姿勢をとる傾向にあった。

この背景には、膨大な数の訴訟を抱える最高裁判所の限界という問題もあるのだろうが、このために、国民の信託を得ていない、内閣の一部局に過ぎない内閣法制局が、事実上、憲法問題に関する影響力を発揮するといった矛盾も生まれている。憲法と現実を参照し、すり合わせることでその乖離を埋め、時代時代に応じた解釈を積み上げていくことは、本来は司法の役割のはずである。

したがって、最高裁判所とは別に、憲法問題を専門とする憲法裁判所を設け、「法の番人」としての司法の役割を強化していくことが望ましい。同時に、憲法に関わる裁判の活性化・迅速化や、違憲立法審査のあり方の見直しなどの施策を通じ、憲法を参照し、活用する司法を実現することも重要である。

4 . 結 語

われわれは、「国民的な議論を通じて、早急に憲法改正を実現すべき」という自らの認識を改めて確認し、主張するとともに、引き続き、粘り強くこの問題を注視し、取り組んでいく必要があると感じている。

その際、政治家・官庁・学界・他民間団体等と、幅広い連携を活かして、それぞれの立場から、あるべき日本、あるべき憲法の姿について、意見を戦わせていくことが不可欠である。また、この問題は将来の日本のかたちを定める重要な問題であるだけに、若い世代も巻きこんで、国民的な議論を盛り立てていくことが望ましい。

憲法に関する国民的議論を促進するためには、まず、国民を代表し、「国権の最高機関」に属する一人ひとりの議員、そして政党の取り組みが欠かせない。そのため、憲法問題に対するそれぞれの姿勢を、政策マニフェストのような形で明確に示し、世論に問うことを求めたい。

憲法改正を進めることは、長期的な視野に立って国のあり方を再考し、すべてのシステムを望ましい形に転換していくためにも、必要不可欠なプロセスである。その際、国と個人の関係、日本と国際社会の関わり、政治・行政・司法のあり方、国と地方の関わりといった「国のガバナンス」など、あらゆる側面における、制度の再設計が必要となる。

そのためには、真摯な議論とある程度の時間が必要であり、そこに妥協が許されないことは明らかである。よって、そのような議論と併行し、現憲法の改正を必ずしも前提としない問題、具体的には、有事法制整備、集団的自衛権の行使に関する政府見解の変更、「憲法改正のための国民投票手続法」の整備などについては、早急に解決を図るべきであることを、改めて強調したい。

以 上

注 釈

注 1 . 憲法改正に関する経済同友会の立場

経済同友会憲法問題調査会は、昨年度 1 年間の活動を踏まえて、2002 年 3 月に「活動報告書」を取りまとめ、対外発表している。その際に実施した会員アンケートの結果、経済同友会会員の 90%以上が、憲法改正が必要との意見であることが明らかになった。
(<http://www.doyukai.or.jp/database/teigen/020422.pdf>)

注 2 . 憲法前文の改正に関する意見

憲法前文の改正については、主に以下を参照。うち、英氏には、2001 年度当調査会において講演をいただいた。

英 正道「君は自分の国をつくれるか『憲法前文改正私案』」(小学館文庫)
読売新聞社「憲法改正試案」「憲法改正第 2 次試案」
中央公論「理想の憲法前文を作ろう」
(2001 年 10 月号、12 月号、2002 年 1 月号～ 6 月号)
大塚英志(監修)「私たちが書く憲法前文」(角川出版)

注 3 . 集団的自衛権の行使に関する政府解釈の問題等

集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接の攻撃を受けていないにも関わらず、実力をもって阻止する権利」と定義されており、国連憲章第 51 条において、主権国家の固有の権利 (the inherent right) として、個別的自衛権とともに明示的に認められている。

従来、日本政府は、わが国が、国際法上、集団的自衛権を保有していることを認める一方、憲法第 9 条(戦争の放棄)の下で許容される自衛権の行使は、「わが国を防衛するための必要最小限の範囲」ととどまるべきであり、集団的自衛権の行使はその範囲を超えるため、憲法上許されない、との見解を示してきた。

しかしながら、これはあくまでも「内閣法制局」によって提示された「政府見解」であり、憲法そのものには、個別的・集団的自衛権を分けて考える根拠は全く明示されていない。よって、本来ならば、時の政府の政策判断によって、この問題を見直すことは十分に可能であると考えられる。

前述の会員アンケートの結果、集団的自衛権の行使を認める方向で、この政府見解を見直すべきとの意見は、回答者の 76.9%、見直すべきだが時期尚早との意見は、15.4%であった。

「保有はするが行使できない権利」という矛盾する表現のため、日本の安全保障に関する議論は、思考停止に陥り、机上の空論と辻褃合わせに終始してきた憾みがある。

そもそも、日本は何を守るのか、そのためにどのような手段を選ぶのか、どこまでが「自衛」の範囲として認められるのかという、根本にたちかえった議論に基づき、自衛とそのための行動について、明確な枠組みづくりを進めることが不可欠である。

また、前述の会員アンケートの結果、有事法制整備の早急な整備を支持する意見は90.4%、整備すべきだが時期尚早との意見は7.7%であった。

注4．憲法と現実のギャップ

前述の会員アンケートの結果、憲法と現実のギャップを感じるものが、「大いにある」との意見は56%、「多少はある」との意見は42.1%であった。具体的に、憲法と現実のギャップを感じる点として、回答が多かったのは、戦争放棄、自衛隊の問題（全回答者の89.9%）、憲法改正の問題（同、53.9%）、選挙制度の問題（同、50.9%）、国民の権利・義務のバランスの問題（同、47.2%）であった。

注5．統治機構に関わる問題

以下は、経済同友会の過去の提言を元に、調査会での議論を加味してとりまとめた問題点である。これらの問題の多くは、直接的には憲法改正と関わらないが、健全な国のガバナンスを確立する上で、また憲法の理念を現実に活かしていく上での重要な課題と考えている。

国民の意思を反映する政治、国民参加の政治を目指して

- ・「一票の格差」の問題は、明らかに「法の下での平等」を定める憲法に違反している。国民の意思が正しく政治に反映されるよう、早急にこの問題の是正を図るべきである。
- ・二院制のあり方に関しても、さまざまな問題点が指摘されている。これを維持するならば、両院が明確な役割分担に基づいて、緊張感ある関係を確立するよう、求めていく必要がある。
- ・政治がその本来の役割を果たしていくためには、国政選挙に際して各政党が政策マニフェストを掲げて戦うなど、政策本意の政党政治が行われるような政治改革を進めること、個々の政治家・政党が、主体的に透明性確保に努めることなど、政治への信頼を回復することが不可欠である。

機動的・積極的な司法の活用と国民参加を求めて

- ・司法の役割は、法に基づく社会運営がなされているかを常にチェックし、必要に応じ、範を示すことにあるが、時代変化の中で、その制度疲労が顕著になってきている。
- ・民を主体とするグローバル化と自由化の流れの中、社会における価値観や、個々の法令の役割は、急激な変化に晒されている。このような中で、率先して規範を示す

ことが自らの役割であると任じ、迅速かつ積極的にその役割を果たすことを、司法に対して強く期待したい。

- ・日本においては、あからさまな対立や論理に基づく決着を避ける風潮があり、そのことが日本的な解決手段を発展させてきたことには、一定の評価もできる。しかしながら、本来は国民生活を守る手段たる法律を、一部専門家や官僚の手に過度に委ね、その「裁量」に任せることで、透明性を欠く風土を作ってきたことの弊害は大きい。
- ・国民が司法制度や法律を自らの「武器」と自覚し、主体的に活用する社会へと転換を図ることが不可欠であり、そのためにも、司法における国民参加を積極的に進めるべきだと考える。

国と地方の関係の再構築、地方への権限と責任の委譲

- ・中央集権、官主導、均質・平等指向など、戦後日本が追求してきたキャッチアップ型のシステムは、もはや活力を生み出し得ない。それぞれの地方が、自らの多様なニーズを踏まえ、自主・自立かつ個性に富んだガバナンスを確立できるよう、国と地方の関係を改めていく必要がある。
- ・将来的に道州制の導入をも視野に入れて、中央から地方への権限の委譲、しばしば世の批判を受ける地方の冗費の徹底した削減、地方交付税制度の見直しを前提とした税源移譲によって、効率的で創造性豊かな地方自治の確立を目指すべきである。
- ・憲法にある「地方自治の本旨」を明らかにする目的で、地方自治基本法の策定を進めることも、一案である。

注6．憲法改正のための国民投票手続き法

中山太郎衆議員議員が会長を務める憲法改正議員連盟が中心となり、憲法改正国民投票法案、および国会法の一部を改正する法律案が、既に取りまとめられている。1日も早く、これら法案について国会で議論が行われ、可決されることを強く期待する。

憲法問題調査会：委員名簿

(敬称略)

委員長

高坂節三 (栗田工業 顧問)

副委員長

下村満子 (健康事業総合財団 [東京顕微鏡院] 理事長)

給田英哉 (丸紅 丸紅経済研究所会長)

横山善太 (JALUX 取締役社長)

斎藤博明 (TAC 取締役社長)

委員

青木昭 (日本証券金融 相談役)

朝倉龍夫 (JSR 相談役)

伊藤潔 (セイコーインスツルメンツ 相談役)

伊藤淳二 (カネボウ 名誉会長)

伊藤正 (住友商事 名誉顧問)

稲川広幸 (JALUX 取締役会長)

植松富司 (コニカ 取締役会長)

浦野光人 (ニチレイ 取締役社長)

大場正成 (大場・尾崎・嶋末法律事務所 所長・弁護士)

尾崎護 (矢崎総業 顧問)

小野茂夫 (ニコン 相談役)

角川歴彦 (角川書店 取締役会長兼CEO)

神崎泰雄 (日興ソロモン・スミス・バーニー 特別顧問)

児玉幸治 (日本情報処理開発協会 会長)

近藤晃 (日本航空システム 常任顧問)

柴田善憲 (ジェイアール東日本企画 顧問)

志村文一郎 (電気化学工業 名誉顧問)

城 森 倫 雄	(伊勢丹 相談役)
関 根 攻	(長島・大野・常松法律事務所 弁護士)
竹 川 節 男	(健育会 理事長)
辰 野 克 彦	(辰野 取締役社長)
田 中 利 道	(パシフィックグレースセンター)
富 田 純 明	(日進レンタカー 取締役社長)
富 田 徹 郎	(エフシージー総合研究所 取締役会長)
長 坂 強	(長坂事務所 所長)
長 瀬 朋 彦	(フォトロン 取締役社長)
中 野 正 健	(嘉悦大学 副学長 教授)
西 塚 英 和	(日本航空システム 常務取締役)
野 村 邦 武	(富士重工業 監査役)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
林 宏 之	(鉄道情報システム 取締役会長)
原 田 滋	(機械産業記念事業財団)
平 子 勝	(TCM 取締役会長)
福 川 伸 次	(電通 顧問)
藤 田 堯 雄	(極東鋼弦コンクリート振興 専務取締役)
松 方 康	(三井住友海上火災保険 相談役)
茂 木 賢三郎	(キックマン 取締役副社長)
森 哲 也	(日栄国際特許事務所 所長・弁理士)
柳 省 三	(日本スパンサーズチュアート シニア ディレクター)
山 下 光 二	(全日空ワールド 常勤顧問)
山 本 裕 二	(ベリングポイント 顧問)
横 山 隆 吉	(不二工機 取締役社長)
米 澤 敏 夫	(新日本製鐵 常務取締役)
寄 木 正 敏	(月島機械 相談役)

以上49名